

全動薬協会報

No.374

一般社団法人 全国動物薬品器材協会

2025年7月

— 動物用医薬品等の安定供給を —

目次

○第56回通常総会を開催（令和7年5月22日）	1
○医薬品医療機器等法の一部改正法について	4
○農林水産省等からのお知らせ（2025年5月11日～2025年7月12日）	
・薬事関係	
動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部改正	4
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正	4
・家畜衛生関係	
豚熱正常化ロードマップ	5
EUにおける成長促進作用のあるホルモン剤の使用規制に伴う輸入規制	10
・その他	
指定薬物及び医療等の用途を定める省令の一部改正について	11
「内航海運へのモーダルシフト利用検討ガイド」	12
○農林水産省等の報告・統計から	
令和6年漁業・養殖業生産統計	13
○農林水産省人事異動（令和7年7月1日付）	15
○事務局だより	
令和7年度都道府県会長・会員合同会議報告（令和7年5月22日）	15
今年度から始まる認定更新研修の受講受付開始	15
○協会ホームページから	15
○新連載 変革期の獣医療業界を支える卸売業1（別刷）	

○第56回通常総会報告（令和7年度）

令和7年5月22日、第56回通常総会をベイサイドホテルアジュール竹芝（東京港区）において開催しました。参加者数は、46会員のうち44（出席28、委任16）、賛助会員、会員の構成員等約100名でした。

記念講演として、アームズ(株)氏政雄揮代表

から、協会報に連載されたことをまとめ、「世界の中の日本—動物薬の潮流」と題して講演がありました。

総会の冒頭、相原夏実理事長から挨拶がありました。

「この業界は過渡期にきている。コンプライアンス、特に入札などについて、ここまでの状況になったことはなかった。国内外の状況も変



アームズ(株) 氏政雄揮代表

わってきている。日本の国力が変化し、マーケットへの商材供給にも影響している。それでも我々は、国内の畜産生産が継続され、獣医師の方々が診療行為を続けていけるように努めなければならない。こうした中で、どう変化し、変化を許容して、生き残っていくかを考えていかなければならない。

協会の事業では、認定研修について見直し、昨年から新規認定研修にWEB研修を取り入れ、さらには、今年から認定更新研修をすべて本部直轄でWEB（オンライン）開催することになっている。認定の更新期間は5年から3年に短縮し、これから年500人、3年間で1500人に更新していただく。

このように、会員・賛助会員各社の教育やコンプライアンス維持の一助となるような活動を進めていくため、会員・賛助会員ほか皆様のますますのご支援を賜るようお願いする。」



その後、来賓の農林水産省消費・安全局畜産安全管理課飼料安全・薬事室の大石明子室長、(公社)日本獣医師会の伏見啓二専務理事が祝辞を述べられ、続いて、クレコンリサーチ&コン

サルティング(株)特品事業部吉野修部長がクレコンリサーチを踏まえ、最近の動物薬流通状況を報告されました。

議長には、関東・甲信越ブロック長でもある小川泰男氏（株共立商会（東京都））が選任され、まず令和6年度決算、7年度の会費・賛助会費が採択されました。続いて、役員（理事）の補選で、新理事として、東北ブロックの藤田力氏（MPアグロ(株)）及び中部ブロックの松井邦博氏（同和化学(株)）が承認されました。

あわせて、令和6年度事業報告、6年度公益目的支出計画及び7年度事業計画・収支予算について報告があり、特に7年度事業計画では、法令遵守に関する取組み、7年度から始まる新たな認定更新研修の実施、さらに、令和5・6年度に続き、JRA畜産振興事業「畜産用動物薬等の情報提供・コード整備事業」に取り組むことが報告されました。



来賓 役員（相原夏実理事長）



農林水産省 大石明子室長



日本獣医師会 伏見啓二専務理事



クレコンリサーチ 吉野修部長



小川泰男議長（榊共立商会）



総会会場から

◇

○医薬品医療機器等法の一部改正法について

医薬品医療機器等法の一部改正法は、5月21日に公布となりました。

官報：

<https://www.kanpo.go.jp/20250521/20250521g00111/20250521g001110000f.html>

今後、これに沿って、関連政省令の改正に向けて引き続き検討が進み順次施行されます。

◇

○農林水産省等からのお知らせ

☆☆薬事関係

事務連絡

令和7年5月30日

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課課長補佐
(薬事審査管理班担当)

動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令の制定について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条の4第1項の規定に基づき、動物用医薬品及び医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（令和7年農林水産省令第3号）が別添のとおり本日公布され、同日から施行されました。

今回の改正内容は下記のとおりですので、参考としてください。

記

1 改正の内容

「フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤」の使用者が遵守すべき基準について、牛に係る「使用禁止期間」を「食用に供するた

めにと殺する前4日間」から「食用に供するためにと殺する前20日間」に変更する。

2 施行期日

令和7年5月30日

3 参考

今回の改正に関連する製剤は以下のとおりです。

フロルフェニコールを有効成分とする飼料添加剤

販売名：フロロコール2%液（MSDアニマルヘルス株式会社）

◇ ◇ ◇

7消安第1188号

令和7年6月10日

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正について

このことについて、別紙1のとおり本日付けで公布されましたので御了知の上、本改正事項にについて、貴団体の会員又は組合員に対する周知徹底方をお願いします。

◇

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令等の一部改正の概要

1 改正の趣旨

(1) 飼料添加物は、飼料安全法^{*1}第2条第3項に基づき、告示^{*2}において指定され、第3条第1項に基づき、省令^{*3}において有害畜産物が生産されること等を防止する見地から、成分規格等が定められています。

(2) 今般、*Bacillus licheniformis* 属する菌株を宿主としたアミラーゼ生産組換え体が発生

する「アミラーゼ（その3）」の規格・基準を定めるため、省令の一部を改正することになりました。

- (3) アミラーゼ（その3）に該当するものとしては、組換え体JPBL011株を利用して生産されたアミラーゼの安全性を確認しました。

2 改正の概要

省令において、飼料及び飼料添加物の規格・基準（対象家畜、含量や不純物等の規定等）を設定しました。

本剤に関する省令等の改正は、令和7年6月10日に施行されます。

- ※1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）
- ※2 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づき飼料添加物を定める件（昭和51年7月24日農林省告示第750号）
- ※3 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号）

（ご参考）

○官報 令和7年6月10日（本紙第1482号）に掲載されております。

URL : <https://www.kanpo.go.jp/>



☆☆家畜衛生関係

7消安第2076号

令和7年6月30日

農林水産省消費・安全局長

豚熱清浄化ロードマップの策定について

日頃から家畜衛生対策の推進について御協力賜り、感謝申し上げます。

平成30年9月に我が国で26年ぶりに発生した

豚熱は、ワクチン接種を含む発生予防対策やまん延防止対策の推進により、飼養豚での発生数は年間5件程度に減少したものの、感染地域が九州に拡大する等、依然として流行は継続しています。

こうした中、生産者をはじめとする関係者が一丸となって、今後の対策を推進するため、「養豚農業の振興に関する基本方針」（令和7年4月策定）において、「豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す。」と記載されたところです。

農林水産省では、養豚業界や専門家と議論を重ね、今般、「豚熱清浄化ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）を策定しました。

ロードマップの最終的な目標は、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」としますが、当面の目標として、「飼養豚での清浄性について、国際獣疫事務局の豚熱清浄国ステータス取得」を目指すこととし、今後、ロードマップに沿った施策を講じてまいります。

つきましては、各都道府県においては、ロードマップについて管内市町村、関係機関及び関係団体に周知いただきますようお願いいたします。また、ロードマップに沿って対策を進めるためには、飼養衛生管理の徹底や効果的なワクチン接種の推進等が引き続き重要であるため、各都道府県におかれましては、豚の所有者等への指導をお願いいたします。

（次頁以降P.6～P.9参照）

豚熱清浄化ロードマップ

<目 次>

第1 はじめに	1
第2 ロードマップの基本的な考え方	2
第3 各フェーズの詳細	4
1 0期（現在のフェーズ）	4
(1) 概要	4
(2) 目的	4
(3) 実施対策	4
(4) I期への移行要件	4
2 I期（現行ワクチン接種豚をマーカーワクチン接種豚に置換するフェーズ）	5
(1) 概要	5
(2) 目的	5
(3) 実施対策	5
(4) II期への移行要件	5
3 II期（感染抗体陽性豚をゼロにするフェーズ）	5
(1) 概要	5
(2) 目的	6
(3) 実施対策	6
(4) III期への移行要件	6
4 III期（清浄国ステータス取得要件に適合させるフェーズ）	6
(1) 概要	6
(2) 目的	7
(3) 実施対策	7
(4) IV期への移行要件	7
5 IV期（清浄国ステータス取得後ステータスを維持するフェーズ）	7
(1) 概要	7
(2) 目的	7
(3) 実施対策	7

第1 はじめに

1 豚熱は、かつて我が国において、全国的にまん延していたが、平成4年を最後に国内での発生は確認されなくなり、平成19年4月1日に国際獣疫事務局（以下「W O A H」という。）の規約に定める豚熱清浄国を宣言し、平成27年には清浄国の公式認定を受けた。

しかし、平成30年9月9日、我が国において26年ぶりに豚熱が発生し、令和元年10月には、飼養豚への豚熱の感染リスクが高い地域への予防的ワクチンの接種を開始した。これにより、我が国の清浄国のステータスは令和2年9月に失われた。

2 平成30年9月の再発以降令和7年5月までに、24都県99例の発生が確認されている。予防的ワクチン接種を含む、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針（令和2年7月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づく発生予防対策やまん延防止対策の推進により、飼養豚での発生数は年5件程度に減少したものの、感染地域が九州に拡大する等、先行きが見通せない状況にある。

こうした中で、養豚業界等から豚熱の清浄化への道筋を示すよう要望が寄せられており、「養豚農業の振興に関する基本方針」（令和7年4月策定）においても、「特に豚熱については、今後、現下の発生状況やこれまでの対策の効果を踏まえつつ、関係者が連携し、清浄化に向けた道筋を示す」とされたことから、今般、豚熱清浄化ロードマップ（以下「ロードマップ」という。）を策定することとした。

3 ロードマップは、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」を最終目標とするが、野生いのしし群での感染の現況を踏まえ、当面の目標として「飼養豚での清浄化を地域毎に進め、2050年を目途としての全国でのW O A Hの豚熱清浄国ステータス取得」を目指すものとする。

すなわち、当面の目標の達成のため、野生いのしし群の清浄化のための対策は引き続き推進していくものの、その進捗に拘わらずに、飼養豚群での清浄化を進めていくものとする。

4 なお、ロードマップについては、豚熱の発生状況の変化、科学的知見及び技術の進展等があった場合には、随時見直すこととする。

5 また、ロードマップは、野生いのしし群の清浄化に向けた対策については具体的なアプローチを提示していないが、今後、野生いのしし豚熱対策検討会等の専門家の意見を聴きながら、清浄化までのフェーズやそれぞれのフェーズに移行するための要件等を検討する方針である。

第2 ロードマップの基本的な考え方

- 1 上記のとおり、ロードマップの最終的な目標は、「我が国からの豚熱ウイルスの撲滅」及び「全国での飼養豚へのワクチン接種の中止」であるが、その過程で、当面の目標として、「飼養豚での清浄性について、WOAHの豚熱清浄国ステータス取得」を目指す（図1）。

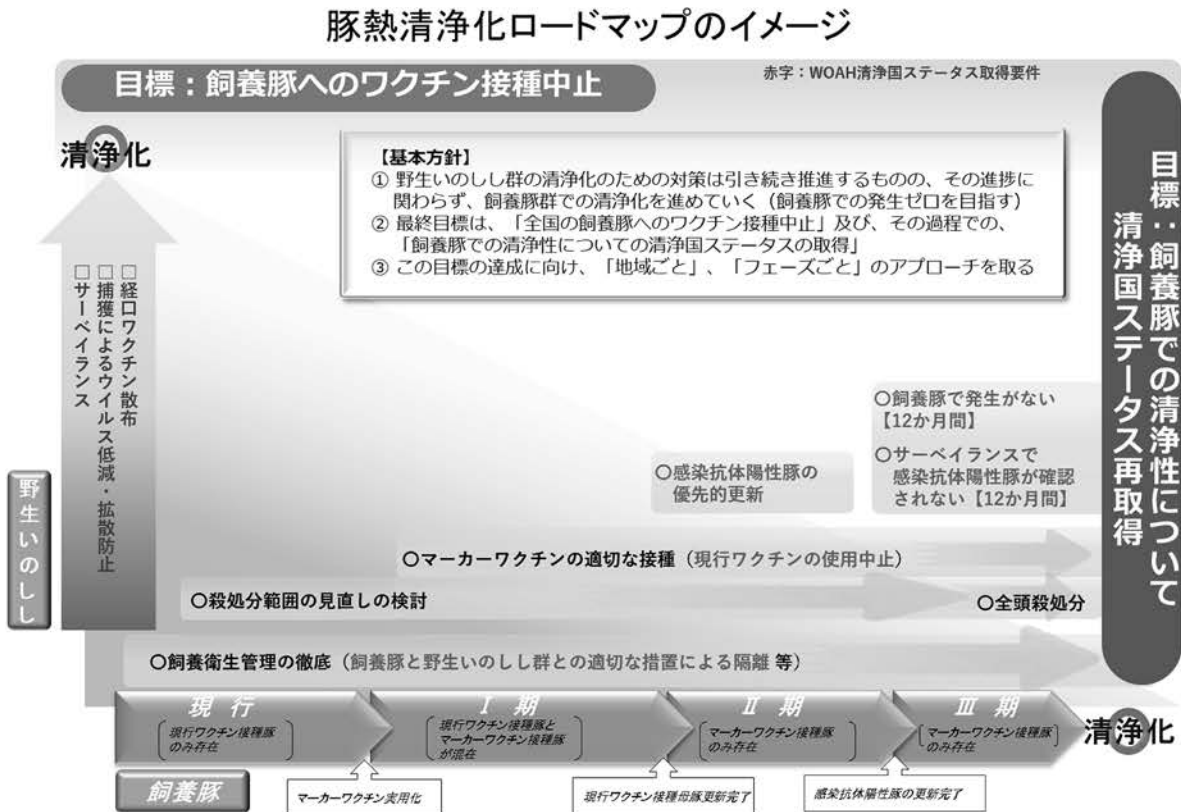


図1 豚熱の清浄化ロードマップのイメージ

- 2 なお、WOAHの国際基準（以下「WOAHコード」という。）に規定される豚熱清浄国ステータス取得の要件（WOAHコード 15.2 章の 15.2.3 条に規定）は、概ね以下のとおり。

- ① 過去 12 か月間、飼養豚で豚熱の発生がないこと
- ② ワクチン接種豚と感染豚を区別する手法がない場合、過去 12 か月間、飼養豚へのワクチン接種が行われていないこと（マーカーワクチンが実用化されワクチン抗体と感染抗体を区別する検査が実施可能になれば、この要件はクリア可能）
- ③ 過去 12 か月間、飼養豚でサーベイランスが実施されていること
- ④ 感染野生いのししが国内に存在する場合、飼養豚と野生いのししの群が適切な措置により隔離されていること

- 3 1の目標の達成に向け、基本的に「地域ごと」及び「フェーズごと」のアプローチをとる。

「フェーズごと」のアプローチについて、ロードマップでは豚熱清浄国ステータス取得に向け下表の5段階のフェーズを設定する。各フェーズの詳細は第3のとおり。

フェーズ名	フェーズの概要
0期	現在のフェーズ (可能な限り早期のマーカーワクチンの実用化を目指す)
↓	
I期	現行ワクチン接種豚をマーカーワクチン接種豚に置換するフェーズ
↓ 移行時期 2035年頃	
II期	感染抗体陽性豚をゼロにするフェーズ
↓ 移行時期 2045年頃	
III期	清浄国ステータス取得要件に適合させるフェーズ
↓ 移行時期 2050年頃	
IV期	清浄国ステータス取得後のフェーズ

それぞれのフェーズに設定される移行要件を満たした場合に次ステージに移行する。移行の判断は、牛豚等疾病小委員会の委員等の専門家の意見を踏まえ農林水産省が行う。

「地域ごと」のアプローチについて、野生いのししの生息状況及び豚熱感染状況、地理的要因、飼養豚における発生状況等を踏まえ、行政区域等で区別される地域を単位として、次のフェーズに移行することができる。現在ワクチン接種を実施していない地域や、感染野生いのししが確認されない地域においては、他の地域に先んじて飼養豚ワクチンの使用中止を検討するとともに、飼養豚での発生がないことを確認し、WOAHの豚熱清浄地域ステータス（豚熱清浄国ステータスと同要件）取得を目指すことができる。

◇ ◇ ◇

EU向け畜産食品における動物用医薬品に関する規則への対応

2025年6月11日

EU向けに牛肉等の畜産食品を輸出する際には、動物用医薬品の使用に関して、国内の残留基準値を超過していなくても、EUの残留基準値を超過した場合は輸出することができませんので、休薬期間等に注意が必要です。

また、EU規則においては、畜産食品の由来する動物に対して生涯にわたって使用が禁止されている動物用医薬品等も定められています。

EU向けに輸出する牛肉においては、衛生証明書を発給する際に当該動物用医薬品等が生涯不使用である牛由来であることを確認する必要があります。出生からと畜されるまでの間の不使用を証明する体制を整えています。現状、以下の2つのEU規則に基づいて対応が必要となりますので、輸出する際にはご注意ください。

1. EUにおける成長促進作用のあるホルモン剤の使用規制に伴う輸入規制

EU規則第2022/2292号に基づき、EU規則第96/22号で規定される、成長促進作用のあるホルモン剤の使用を制限するため、以下の成分を含む薬剤は、目的のいかんを問わず、生涯使用が禁止されています。

- 1 スチルベン類
- 2 抗甲状腺薬
- 3 エストラジオール17β及びその類似物質

我が国において、雌牛の人工授精時の発情誘起や受精卵移植時の発情同期化、繁殖障害の治療を目的として承認されているエストラジオール安息香酸エステルは、エストラジオール17βの類似物質（エステル様誘導体）に該当します。

このため、EU等向け輸出牛肉由来牛に当該物質を含有する製剤を使用することはできません。EU規制当局より、EU等向け輸出牛肉由来牛に対して、出生からと畜されるまでの間、当該物質を含有する製剤を使用していないことを公的機関が確認した上で衛生証明書を発給する体制をとるよう求められたことから、令和7年5月に本体制を構築しました。なお、令和7年6月23日以降に衛生証明書を発行する畜産物から適用開始となります。

なお、エストラジオール安息香酸エステルは肥育牛には使用されません。我が国では、肥育など成長促進を目的としたホルモン剤は承認されていません。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/siryo/hiiku.html>

2. EUにおける薬剤耐性対策強化のための輸入規制

EU規則第2023/905号に基づき、畜水産物の生産段階における抗菌剤等の使用が制限されています。この規則は2022年1月に制定されましたが、日本等のEU域外の国で生産された畜水産食品に適用されるのは2026年9月3日以降にEUを通関する製品です。

本規則において、以下が規定されています。

(ア) 人医療に使用が限定される抗菌剤リスト（EU規則第2022/1255号のリスト）に掲載されている抗菌剤等が使用されていないこと

リストに掲載されている抗菌剤等のうち、日本において承認のある薬剤は、ホスホン酸誘導体（ホスホマイシン）のみ。

(イ) 成長促進目的での抗菌剤等の投与が行われていないこと

◇

☆☆その他

医薬発0703第1号

令和7年7月3日

厚生労働省医薬局長

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部改正について（施行通知）

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「法」という。）第2条第15項に規定する指定薬物等については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成19年厚生労働省令第14号）において定めています。

本日、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第73号）が公布されましたので、下記について御了知の上、関係各方面に対する周知と適切な指導をお願い申し上げます。

記

1. 指定薬物の指定

(1) 新たに指定された物質

次に掲げる3物質について、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合

に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められたことから、法第2条第15項に規定する指定薬物として指定した。

- ①7-アリル-N,N-ジエチル-4-(チオフェン-2-カルボニル)-4, 6, 6a, 7, 8, 9-ヘキサヒドロインドロ[4, 3-fg]キノリン-9-カルボキサミド及びその塩類
- ②2-(4-エトキシベンジル)-1-(エチルアミノ)エチル-5-ニトロベンズイミダゾール及びその塩類
- ③2-シクロヘキシルアミノ-1-(3, 4-メチレンジオキシフェニル)プロパン-1-オン及びその塩類

(2) 指定された物質を含む物

(1) に掲げる物質のいずれかを含有する物（ただし、元来これらの物質を含有する植物を除く。）は指定薬物であり、規制の対象となる。

2. 施行期日

公布の日（令和7年7月3日）から起算して10日を経過した日（令和7年7月13日）から施行する。



事務連絡
令和7年5月30日

国土交通省海事局内航課

船舶へのモーダルシフト推進にご活用ください！

～中・長距離フェリー、RORO船及び内航コンテナ船に係る積載率動向と「内航海運へのモーダルシフト利用検討ガイド」及び「航路情報一覧」の公表～

国土交通行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力をいただき、御礼申し上げます。

令和5年6月2日に、我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議が取りまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」において、「トラック長距離輸送から鉄道や船舶へのモーダルシフトを強力に推進し、最適なモードを活用したモーダルコンビネーションの展開を図るために、～（中略）～フェリー積載率についての定期的な調査・荷主企業等への情報提供を行い、利用可能な輸送力について周知することにより、鉄道や船舶の利用促進及び積載率の向上を図る」とされています。

これを受け、国土交通省海事局では、中・長距離フェリー、RORO船及び内航コンテナ船に係る積載率の動向を調査し、その結果を令和5年8月より公表しております。

この調査は、中・長距離フェリー事業者、RORO船事業者及び内航コンテナ船事業者へのアンケート調査により、対象期間中（今回は令和7年1～3月）の中・長距離フェリー、RORO船、内航コンテナ船に係る積載率動向の概算値を算出したものであり、今後も随時調査を実施し、その結果を公表していきます。

また、昨年度、荷主企業の皆様にもアンケートやヒアリングにご協力いただいた「モーダルシフトに関する内航海運の新規需要調査」の結果を踏まえ、荷主企業や利用運送事業者の皆様向けに内航船利用方法等を掲載した「内航海運へのモーダルシフト利用検討ガイド」及び各船会社が提供する航路情報一覧を作成し、公表いたしました。

貴団体におかれましては、モーダルシフトの更なる推進や、いわゆる「2024年問題」対策の一助として中・長距離フェリー等を活用した輸送について検討いただけるよう、事業者の皆様への周知にご協力をお願いいたします。

【積載率動向及び利用検討ガイド、航路情報一覧】

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk3_000104.html



○農林水産省等の報告・統計から

令和6年漁業・養殖業生産統計

(農林水産省 令和7年5月30日公表)

令和6年の漁業・養殖業の生産量は363万4,800tで、前年に比べて19万5,000t (5.1%) 減少しました。

1 海面漁業の漁獲量は278万7,100tで、かつお等が増加したものの、まいわし、うるめいわし等が減少し、前年に比べて13万9,300t (4.8%)

減少しました。

2 海面養殖業の収穫量は80万1,200tで、ほたてがい、わかめ類等が減少し、前年に比べて5万300t (5.9%) 減少しました。

3 内水面漁業・養殖業の生産量は4万6,502tで、内水面漁業は、しじみの漁獲量が増加したものの、さけ・ます類等の漁獲量が減少し、内水面養殖業は、ます類等の収穫量が増加したものの、うなぎ等の収穫量が減少し、前年に比べて5,406t (10.4%) 減少しました。

◎累年データ

1 生産量の推移

単位：千t

年次	合計	海面						内水面		
		計	漁業				養殖業	計	漁業	養殖業
			小計	遠洋	沖合	沿岸				
平成 27 年	4,631	4,561	3,492	358	2,053	1,081	1,069	69	33	36
28	4,368	4,305	3,273	334	1,945	994	1,033	63	28	35
29	4,306	4,244	3,258	314	2,052	893	986	62	25	37
30	4,427	4,371	3,366	349	2,048	969	1,005	57	27	30
令和 元	4,204	4,151	3,235	329	1,977	930	915	53	22	31
2	4,236	4,185	3,215	298	2,046	871	970	51	22	29
3	4,158	4,106	3,179	279	1,963	937	927	52	19	33
4	3,917	3,863	2,951	262	1,804	886	912	54	23	32
5	3,830	3,778	2,926	254	1,801	871	852	52	22	30
6 (概数)	3,635	3,588	2,787	291	1,735	761	801	47	18	29

資料：農林水産省統計部「漁業・養殖業生産統計」（以下2において同じ。）

注：海面漁業における「遠洋」、「沖合」及び「沿岸」の内訳は、下記URLの用語の解説を参照。

https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/kaimen_gyosei/gaiyou/#11a

2 海面漁業主要魚種別の漁獲量の推移

単位：千t

年次	まいわし	ほたてがい	さば類	かつお	すけとうだら	かたくちいわし	まあじ	ぶり類	うるめいわし	まだら
平成 27 年	311	234	530	248	180	169	152	123	98	50
28	382	214	507	228	134	171	125	108	98	44
29	498	236	519	219	129	146	145	120	73	44
30	524	305	545	248	127	111	118	100	55	51
令和 元	561	339	452	229	154	130	97	109	61	53
2	698	346	390	188	160	144	98	106	43	56
3	640	356	442	232	175	119	90	95	73	57
4	642	340	320	191	160	123	99	93	64	58
5	693	331	270	192	123	113	92	87	89	55
6 (概数)	667	317	256	243	124	101	92	81	69	55

海面漁業魚種別漁獲量

海面養殖業（統計表1（6）、（7）参照）

令和6年の海面養殖業の収穫量は80万1,200 tで、ほたてがい、わかめ類等が減少し、前年に比べて5万300 t（5.9%）減少した。

図4 魚類養殖の魚種別収穫量

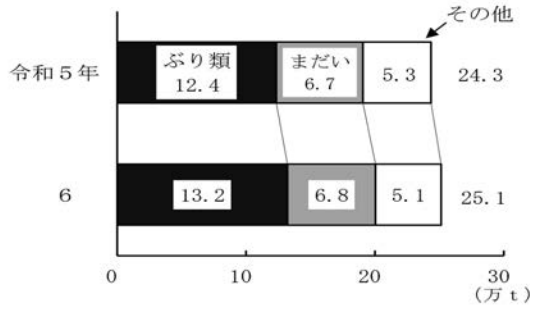
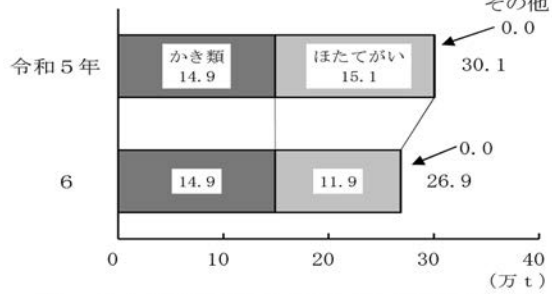
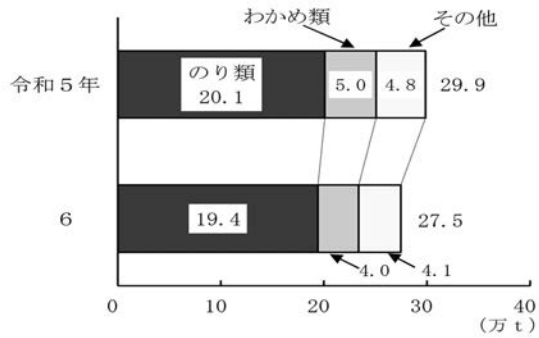


図5 貝類養殖の魚種別収穫量



注：このグラフで用いる「0.0」は、単位に満たないものを示す（例：0.04 t → 0.0 t）

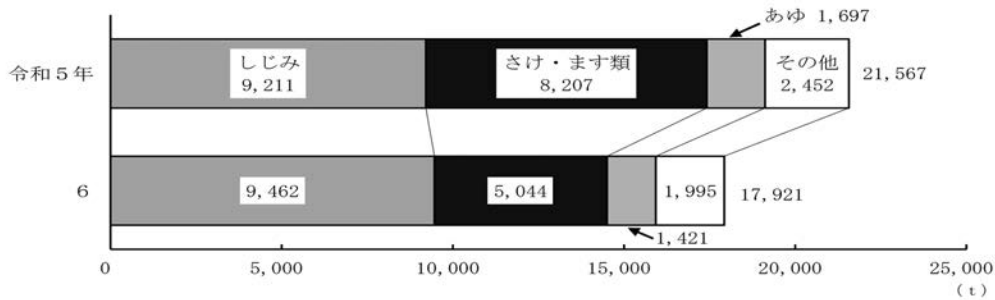
図6 海藻類養殖の魚種別収穫量



2 内水面漁業・養殖業生産量

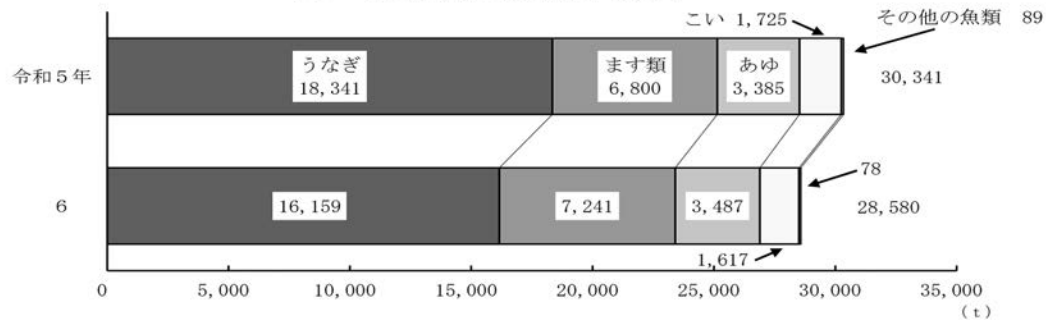
(1) 内水面漁業

図7 内水面漁業魚種別漁獲量



(2) 内水面養殖業

図8 内水面養殖業魚種別収穫量



○農林水産省人事異動（令和7年7月1日付）

新たにご就任されました。

消費・安全局長

坂 勝 浩（さか かつひろ）

大臣官房審議官兼消費・安全局付兼輸出・
国際局付

木下 雅 由（きのした まさよし）

消費・安全局前局長安岡澄人氏は勇退、前大臣官房審議官郷達也氏は中国四国農政局長に異動されました。



☆事務局だより

○都道府県協会会長・会員合同会議

令和7年5月22日、第56回通常総会の前に開催しました。

冒頭、公益財団法人公正取引協会の相関透氏による講演「独占禁止法—入札談合・カルテル」を実施しました。



公正取引協会 相関透客員研究員

なお、この講演内容は、認定更新研修の必須科目のひとつとなります。

○初めての「認定更新研修」の受付開始

今年度から新たに始まる「認定更新研修」の受講申込が、7月1日から始まりました。（詳細はホームページに掲載。）

○賛助会員等の退会

株ウエダフードテクノ(大阪府)が令和7年6月をもって退会されました。

◎協会ホームページから

新：「認定更新研修」の案内を掲載しています。

- ①令和5年11月から協会報に連載の「世界から見た日本」をすべて掲載しています。
- ②令和6年度新規認定研修の研修科目の資料と動画を掲載しています。「研修」の欄の「今視聴できる研修科目」で視聴できます。
- ③最新の会員名簿を、「協会について」の欄の「会員一覧、」に掲載しています。

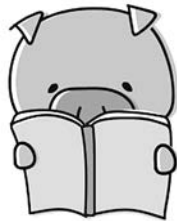
【お願い】

都道府県協会の会長・事務局の変更、会員の退会・新規加入、事務所移転等の際には、事務局にご連絡ください。各種変更届の書式については、トップページ右上「会員専用ページ」から出力してご活用下さい。



本会刊行図書案内

- ・動薬手帳(動薬ハンドブック) [残僅か]
-2025年版- B6変形判 467頁
関係法規、一般製剤、生物学的、製剤ほか
価格1,188円(本体価格1,080円+消費税)



本会報の送付停止を希望される場合は、FAXでご連絡ください。

〔全動薬協会報編集委員〕

- 委員長 相原夏実(理事長)
- 副委員長 塩田 忠(専務理事)
- 委員 一柳吉孝(副理事長)
- ” 市野沢 信成(副理事長)
- ” 辻 眞 樹(副理事長)
- ” 松田 怜 士(常務理事)

全動薬協会報(隔月発行) No.374

発行所 一般社団法人 全国動物薬品器材協会
東京都文京区湯島3-20-9
緬羊会館3F
TEL 03-5812-4177
FAX 03-3834-5440
E-mail jadida@abelia.ocn.ne.jp

編集発行人 塩田 忠



一般財団法人 生物科学安全研究所

動物用医薬品・医療機器・再生医療等製品等の各種試験・検査受託
ISO17025 認定機関

- ▶ 家畜の各種血液検査・病理検査、微生物検査(菌株同定・薬剤感受性検査等)・寄生虫及び原虫検査
- ▶ 家畜・家禽による残留試験 吸排分布試験、安全性試験 及び各種毒性試験
- ▶ 牛・豚感染症の検査 (BL、BVD-MD、PRRS、PED 等)
- ▶ ワクチンの品質検査、有効性試験 安全・効果試験
- ▶ 犬猫の狂犬病抗体検査
- ▶ 臨床試験、市販後調査、薬剤耐性 菌調査
- ▶ 動物用医薬品等の承認申請支援 及びコンサルティング
- ▶ 寄生虫、原虫に対する薬剤効果 試験

試験に関するご質問等は、ホームページのお問合せフォームからお気軽にご相談ください

〒252-0132 神奈川県相模原市緑区橋本台3-7-11
電話 042-762-2775 (代) / FAX 042-762-7979
URL <http://www.riasbt.or.jp/>

RIAS

検索





こわい狂犬病から
ぼくを守ってね

毎年1回の狂犬病予防注射を忘れずに!



研究開発元 一般財団法人 松岡科学研究所
製造販売元 松研薬品工業株式会社

〒184-0003 東京都小金井市緑町5丁目19番21号
TEL: (042) 381-0075 FAX: (042) 381-0344
URL: <http://www.matsuken-yakuhin.com>
E-mail: daihyo@matsuken-yakuhin.com

■ 松研狂犬病 TC ワクチン

劇 要指示 指定

松研の動物用生物学的製剤

豚用ワクチン

- 豚熱生ウイルス乾燥予防液
(豚コレラ生ウイルス乾燥予防液)
- 松研豚丹毒生ワクチン
- ポーシリス APP-N
- ポーシリス ERY
- ポーシリス STREPSUIS
- ポーシリス Begonia DF・10
- ポーシリス Begonia DF・50

水産用ワクチン

- Mバック レンサ 注
- Mバックイニエ
- 松研Mバック IPレンサ

家畜用抗毒素

- 破傷風血清



Gazing at the future



ZENOAQ

動物の価値を高めること。
それが、私たちの使命です。



日本全薬工業株式会社
ZENOAQ 福島県郡山市安積町笹川字平ノ上1-1

www.zenoaq.com



加水分解乳清たん白質混合飼料 A飼料 混合飼料

トニシティ Px

You're
in safe
hands with
Tonistry.



トニシティ Pxで
安心につつまれる。

- 腸内の健全化
- 離乳頭数増加サポート
- 離乳体重と離乳後の健全な成長のサポート



トニシティ Pxの詳しい情報は
こちらからご覧いただけます。

Tonistry Px

動物用医薬品 要指示 指定 使用基準

ジクラズリル製剤

ベコクサン[®]

2.5mg/ml 経口投与剤

牛コクシジウム症、発症防止も治療も
「ベコクサン」を



製造販売元(輸入)

MSDアニマルヘルス株式会社

東京都千代田区九段北 1-13-12 〒102-8667
TEL (03) 6272-1099 (代表)

 **MSD**
Animal Health

JP-VCN-23040002

牛乳出荷前の使用禁止期間が無いから

搾乳中でも投与が可能



畜水産のお役立ち情報を発信中！
＜＜畜産ナビへはコチラ から

動物用医薬品 使用基準

エプリノメクチン・ドロップオン®「KS」

アベルメクチン系駆虫剤

気付かぬうちに牛体内に棲みつき、
じわじわと栄養を横取りしている内部寄生虫と
牛にストレスを与え続ける外部寄生虫。

定期的な投与で寄生虫の駆除による生産性の向上を。



※ドロップオンは登録商標です。
注意—使用基準の定めるところにより使用してください。

製造販売業者

KS 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

臨床型乳房炎の症状を軽減



畜産ナビで乳房炎に関する
記事を読む！
＜＜コチラ から

劇 動物用医薬品 要指示 指定

スタートバック®

スタートバック®は黄色ブドウ球菌、大腸菌群、
コアグラ-ゼ陰性ブドウ球菌 (CNS) による
臨床型乳房炎の症状を軽減するワクチンです！



50mL(25頭分)×1バイアル



2mL(1頭分)×20バイアル

※スタートバックは登録商標です。
注意—獣医師等の処方箋・指示により使用してください。

製造元

HIPRA LABORATORIOS HIPRA, S.A.
SPAIN

製造販売業者 (輸入元)

KS 共立製薬株式会社
東京都千代田区九段南 1-6-5

【お問い合わせ先】 TEL 03-3264-7559 (共立製薬株式会社 学術)
<https://www.kyoritsuuseiyaku.co.jp>

*ご使用に際しては、製品添付文書をお読みください。